

その他の清掃・と畜業におけるはしご等を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
2	8~9	地下に設置されている排水槽で清掃作業をするために、地下に設置されている昇降用脚立（1m）に足を掛け降りようとした時に脚立が倒れ床面に右膝を強打した。	45~29	10
2	9~10	倉庫の清掃作業中、資材確認のため中2階棚に椅子を使用し、上った。確認後、降りる際、足を滑らせバランスを崩し、1.2m~1.5m程滑り落ちた。落ちた際に胸と左手首を打撲し、負傷した。	38~29	10
5	9~10	車両の清掃を行うため、車両に移動禁止表示旗を掲出し、乗務員室出入扉から乗車しようとした時に昇降台から左足を踏み外し、体の左側面を下に左腕を伸ばした形で転倒した。その後、左肩の痛みと左腕に力が入らなくなり、左上腕骨近位端骨折と診断された。	58~99	50
6	3~4	店舗入口窓清掃のため、脚立にのる途中で転倒した。	47	1~9
7	9~10	現場予定地の調査中に起きた災害。RC共同住宅の共用廊下で屋上既存防水の現場調査の際に、脚立を開いて縦使いに使用、脚立が未固定、補助人員不在で一人の状況で、脚立が横滑りして、倒れ被災者が垂直に落下。	29~29	10
7	14~15	現場調査の際に梯子から落下したものである。	60~49	30
9	15~	当社敷地内の車庫にて、中二階（地上約3メートル）へ梯子を掛けて昇り荷物を移動する作業を2人で行った。作業終了後、中二階から梯子で中程まで降りていたと	33~	10

	16	ころで、梯子が滑り前方へ外れたことにより、約1.8メートルほどの高さから下に落ちた。この際、背中を打ち受傷したものである。		29
9	17~ 18	当社事務所横の倉庫にて、4尺脚立（高さ約120cm）を使い、ステップの2段目（高さ60cm）に足をかけ、脚立をまたぐ形で立ち上がり高所の道具を取ろうとしたときバランスを崩して後ろにのけぞってしまい、元に戻そうと重心を前に移動させたところ、右足を滑らせ、右側面から転落し、床面（コンクリート）で骨盤を強打し負傷した、当時、脚立の接地部分にはガタつきもなく安定していた。	58	~ 49
10	9~ 10	庭園で中木の剪定作業中脚立の上でのこぎりで枝をはらっていた時に切り終えた枝が予想以上に重く体を持っていかれバランスを崩し転倒。左手首を着き、左焼骨遠位端骨折と診断された。	62	~ 499
12	14~15	外壁清掃作業で、脚立を壁に立て掛け、それに乗って作業し、降りるときに脚立ジョイント固定金具が破損して転落し（高さ約170cm）、左足脛脛と右背中の肋骨を打撲負傷した。当日は自転車と歩きで帰宅したが（約1.5km）、夜中に痛みが出て動けなくなった。	70	~ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html